

歯科衛生士の専門職意識

—日本の歯科衛生士誕生のころ—

Professionalism of Dental Hygienists

—The Birth period of the Dental Hygienist in Japan—

田口 ななこ

(Nanako TAGUCHI)

キーワード：歯科医師、歯科衛生士、専門職意識、歯科衛生士法改正

Key Words : Dentists, Dental Hygienists, Professionalism,
Amend of Dental Hygienists Law

I. はじめに

日本の歯科衛生士はGHQによって第2次世界大戦後の1948年に創設された。それまでの日本では、歯科医師が歯科医療を担い発展させてきた。つまり、歯科医学教育体制が整備されるまでは、徒弟制のもと歯科書生として、歯科診療所で補助者の役割を担い、技工物も作成するなど、働きながら歯科医術の修得をしていた。さらに、「悪くなった歯は抜けばいい」という考えであった当時の日本の社会に、歯口の清掃という口腔衛生概念を徐々に浸透させてきたのは歯科医師であった¹⁾。そのような日本に、GHQは公衆衛生を担う職種として歯科衛生士を導入した。

歯科衛生士法が制定される以前、米国の Dental hygienist が日本の歯科医師に紹介され、新潟県などいくつかの地域で、独自に歯科診療助手の養成が試みられていた。1948年、歯科衛生士法が制定され、1955年、1回目の法改正がなされた折に、歯科診療の補助が歯科衛生士の業務に加わった。この時に、「歯科衛生婦」と名称変更も検討されていたが、当時の学生が中心となり、名称変更に反対して、署名活動や国会への陳情を行った結果、名称変更はされなかった。

医療政策研究の権威である Abel-Smith²⁾ は、各国はそれぞれ独自の医療保障システムを発展させてきたが、それらは利害関係者（医療供給者、消費者、政府、企業、労組など）の相対的な政治的力関係に依存すると述べている。また、宝月³⁾ は、我が国の歯科衛生士が専門職化した過程を、医療専門職の相互依存的な構成に着目し、支配管轄権をめぐる専門職間の競合という観点から分析し、「歯科衛生婦」という名称変更は、歯科医師にとっての必要性であると主張している。

たぐちななこ：目白大学短期大学部歯科衛生学科

本稿では、歯科医療専門職の確立と養成に触れつつ、歯科衛生士法成立と1回目の法改正時の経緯を検索して、歯科衛生士法制定から、わずか数年の間に、当時の歯科衛生士が専門職意識を高く持っていたのはなぜなのかを、当時の歯科衛生士の記事内容から明らかにすることを試みた。なお、調査対象は、歯学史の書籍、法改正を審議した国会会議録、歯科学雑誌、歯科衛生士教本、歯科衛生士団体機関誌とした。

II. 法制定直前の補助者養成

1910年代の日本では、歯科に関する雑誌が発行されるようになり、米国の論文やニュースなどが掲載されていた。1915年の「歯科学報」では、米国のブリッジポート市におけるDental hygienistの活動の報告がされている⁴⁾が、これが日本で最初に米国のDental hygienistを紹介したものであると言われている。A. C. FonesがDental hygienistの養成コースを始めたのが1913年であることから⁵⁾、早い時期に、日本に伝わっていたことが分かる。当時は、Dental hygienistは「口腔衛生員」と訳されていた。1917年に、川上爲次郎は「歯科学報」の誌面で、「小学校における歯科衛生手と学童歯科診療所の施設について」というA.C. Fonesの論文の全訳を紹介した。この時川上は、「歯科衛生手」と訳している⁴⁾。1921年の「歯科学報」4月号にはコロンビア大学歯科衛生手養成所の要綱が全訳掲載されており、実習内容は、歯牙形態実習、治術実習、臨床実習、口腔衛生講話実習などと記されている⁶⁾。1921年の「歯科学報」2月号に、ボストンに留学していた畑勤吾が「フォーサイス児童歯科診療所院概況」を投稿した。その他にも1923年、飯塚喜四郎がペンシルバニア大学歯学部における口腔衛生手の養成について、1926年には、向井喜男が視察を行った欧米における学校歯科施設を紹介し、学校歯科に携わる他国の歯科衛生士の活動状況を報告した。1926年に法人となった日本歯科医師会の歯科衛生教育部が、日本口腔衛生という雑誌の「歯科衛生教育資料」に、1929年より、米国の歯科衛生士の状況などを伝えていた⁶⁾。

1883年に発足した歯科医術開業試験が1919年で廃止されることになった（実際は1925年まで続いた）。歯科医術開業試験を受験するためには、学説試験の合格と2年以上の臨床修練が必要であった。診療施設で臨床修練を積む者を歯科書生と呼んだ。その歯科書生が減少し始め、歯科診療所では人手不足となり、若い女性が助手として歯科診療所で働くようになった。

文部省歯科病院では、1919年ころより、看護婦見習い生として毎年1～2人を採用し、歯科について教育をして歯科臨床の助手としていた。この教育のために作られたテキストを1923年に金森虎雄が「治療室における歯科助手」という本にまとめた^{7,8)}。新潟県歯科医師会では、1921年に「歯科衛生手規定」を設け、県内の歯科診療所に勤務している女性の補助者に対して、科目の試験を行い、歯科診療所での給与を保証するという規定を作った^{1,9)}。この歯科衛生手の試験科目には、歯科解剖、歯科衛生のほか歯科技工があり、歯科書生の代替として歯科助手を養成するというものであった。1922年には、ライオン児童歯科院（小児歯科診療所）にて、院長岡本清纓氏が、小児を対象とする歯科診療機関には口腔衛生婦が必要である

とし、養成を始めている¹⁰⁾。修業科目は解剖学、生理衛生学、病理学、治術学、口腔衛生学、看護学および補綴学で、患者の口腔には触れることのない、現在の歯科助手に近いものであった。

Ⅲ. 国費による養成と養成期間

歯科衛生士は、GHQの強い指導の下で1948年に誕生した。資格付与者は都道府県知事で、歯科衛生士法第二条において「…歯牙および口くう疾患の予防処置として左に掲げる行為を行うことを業とする者をいう」とされ、業務を、「歯牙露出面及び正常な歯ぐきの遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的操作によって除去すること」と、「歯牙および口くうに対して薬物を塗布すること」と定められた。法律案文の作成にあたった厚生省医務局の大西栄蔵（1938年に厚生省入局）、予防局の伊丹一男、高木圭二郎（1947年12月に厚生省に入局）らは大変苦心した¹¹⁾。法制定当初は、保健所歯科活動の直接の担い手という位置づけであり、戦前の歯科医師らによって養成が試みられていた歯科衛生手などとも、米国のDental hygienistとも異なるものであった。当時の歯科医師の反応を表すものとして、榊原¹²⁾は、「歯科衛生士は臨床家に役立つか」という論文で、「我邦の社会及び歯科界には歯科衛生士の出現を希求する風潮はほとんど見当たらなかった。それは全く机の上から生まれ出たものであったと言っても大して過言ではなかった」と述べている。歯科衛生士の養成は、2年が妥当であるとされていたが¹¹⁾、保健所歯科の活動は既に始まっており、GHQ当局、特に保健婦部門より、なるべく早く現場に送り出すようにという強い要望があり、養成期間は1年となった。一方、歯科衛生士は歯科医療にかかわる対面行為を行うことから、1年の養成期間では問題があるとして、「under personal supervision of dentist」という米国の法令の一文を引用し、「歯科医師の直接の指導の下に」と法文に加わった¹¹⁾。

歯科衛生士の養成は1949年7月に始まり、各都道府県から推薦された者を中心として、国からの給費制度によって、仙台、名古屋、豊中、呉、福岡の全国5地区のモデル保健所と、東京では、東洋女子歯科医学専門学校に付置された東洋女子歯科厚生学校に委託され¹³⁾、全国で74人が訓練を受けた。日本歯科医師会からの答申を基に、1949年6月に国が「歯科衛生士養成所教科課程（案）」を作成し、6月27日より3日間で保健所の主任者に説明を行い、養成を委託した。正式に歯科衛生士養成所における学科目および教授要細が決まったのは1950年9月であった。学科目は、解剖（歯牙組織を含む）、組織、生理、病理（口腔病理を含む）、薬物、栄養、衛生、口腔衛生、歯牙解剖、歯科臨床概論、歯科X線技術、衛生統計、衛生行政、模型実習、臨床実習、外国語、心理学、経済学、社会学、生物学で、合計962時間とされた（1950年2月19日文部厚生両省省令）。

東洋女子歯科厚生学校では、給費生の他に自費のものが11人いた。国費による養成委託とは別に、自費による歯科衛生士養成も始まった。1949年、東京歯科大学歯科衛生士学校が設立され8人が入学した。1950年には、日本女子歯科医学専門学校が廃校となり、日本女子歯科厚生学校が同じ場所に設立された。1951年には東京医科歯科大学歯学部附属歯科衛生士学

校が設立された。保健所に委託された給費生は、保健所歯科の活動に向けて養成されたが、それ以外のところでは、むしろ臨床における予防業務指向であった。1953年に国費での養成は打ち切られている。

IV. 保健所歯科での歯科衛生士の活動

保健所歯科において、歯科衛生士の活動は伸びなかった。それは、出足が遅れたこと、活動の中核となる歯科医師の数が伸びなかったこと、保健所の他の職種に比べて歯科衛生士の熟練度が低かったことなどによる。1953年の全国保健所における歯科衛生係設置数は、A級190か所中145か所（76.3%）、B級60か所中39か所（65.0%）、C級522か所中27か所（5.2%）と保健所歯科自体が不振な状態であった。歯科衛生士はA級、B級には必置が原則であったが徹底されなかった。榊原が当時の歯科衛生士の就業場所を報告している。それによると、1953年、就業歯科衛生士265人のうち、保健所・県衛生部などに勤務するものは105人（40.0%）で、歯科診療所に66人（24.9%）が勤務している。1954年の歯科衛生士試験合格者131人では、歯科診療所に61人（46.6%）が勤務したのに対し、保健所・県衛生部等に勤務したものは13人（9.9%）にすぎない。

V. 歯科衛生士法の改正

1955年ころから、新しい教育体制のもとで歯科大学を卒業した歯科医師が歯科医療に参入した。日本は神武景気、歯科医療も革新的に発展した。それには、タービンエンジンの登場による切削手段の変化、クリストバライト埋没材の導入、メタルインレーの普及、浸潤麻醉下の直接抜髄法の浸透などがあげられる。特にタービンエンジンの導入によるバキューム操作の必要が生じ、歯科診療所では診療の補助者が必須となった¹⁴⁾。この頃には、歯科衛生士が歯科診療所に勤務することは常態化して、歯科診療所に勤務する歯科衛生士の数は増加し始めた。このような現状に沿う形で、歯科衛生士法の改正が提案された。

歯科衛生士法の法律案作成に関わった高木圭二郎は、1950年12月号の日本歯科評論に掲載された「歯科診療の補助者の問題」という論文の中で¹⁵⁾、歯科衛生士は、診療の補助者というよりは、歯科医業中の一部を行う歯科衛生士法という法律を持って許可されたものと解する方が至当であるので、補助者の範疇に入れない方が適当であろうと述べた。ただし、能率的に、気持ちよく、適正な歯科医療が行われるためには、診療の補助者がどうしても必要であろう、したがって歯科看護婦というものが考えられてもよいような気もしてくると述べている。診療の補助は、当時の看護婦の独占業務であり、看護婦以外の者が診療の補助または歯科診療の補助を行うと、保健婦助産婦看護婦法違反となった。

法改正について審議した国会委員会の会議録によれば¹⁶⁾、政府原案を示した政府委員に対し、出席委員から質問が相次いだ。歯科衛生士が行った署名活動や国会陳情から議論が生まれたのである。今までの歯科衛生士の業務との向きが異なっているが、この診療補助業務を加え

ることによって、歯科衛生士の地位や日本の歯科衛生が向上するのか否か。歯科医院の補助員が足りないのであれば、看護婦を増やす方策を考えるべきで、歯科衛生士は本来の予防業務に専念するようにすべきではないか。しかし、政府委員のこれらへの理由説明は説得性を持たず、委員会は紛糾している。

さらに、条文として女子に限ると法律で制定して差し支えないのかという質問に対し、政府委員は、保健婦助産婦看護婦法を例とし、附則で男子にも認めるという趣旨にしているため、憲法上の疑義は生じないと回答している。委員会の終盤には、歯科衛生士を女子としたことを「男子でもできる建前にすると、歯科医師に近い類似の職能をとって、歯科医師に非常に紛らわしい者ができるという恐れがあるのじゃあるまいか」と説明した¹⁷⁾。国会での長い議論の末に歯科衛生士という名称はそのままとなった一方で、「者」は「女子」に改正され、男子は附則にて規定を準用することとなった。資格付与者は都道府県知事のままで、法第二条第二項として「歯科衛生士は、保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、歯科診療の補助をなすことを業とすることができる」と加わった。歯科衛生士育成機関における修業年限の延長はなされず、それまで962時間であった授業時間を1,100時間として、138時間の追加をするという措置が取られた¹⁷⁾。この時の教科課程では、1950年の「解剖」「生理」「歯牙解剖」「組織」という科目を取りまとめ「解剖生理」とした。しかし、総時間は104時間であったものが100時間となっているに過ぎない。次に、「衛生」と「口腔衛生」を「衛生口腔衛生」と1つにし、総時間は74時間から70時間となった。歯科診療補助という業務が付加されたのだが、それまであった「歯科臨床概論」とともにまとめて「歯科臨床概論及び歯科診療補助」という科目となり、30時間の増加となった。「衛生行政」は「衛生行政及び社会福祉」となり、社会保険や福祉も含まれた。1950年には「模型実習」であったものが「基礎実習」となった。「臨床実習」は、総時間数が500時間となって実質130時間の増加となった（1956年1月11日厚生文部両省令）。自主的に2年制の養成を始めた養成校もあったが、歯科衛生士の修業年限が2年とされたのは、この法改正から約30年が経過した1988年であった。

Ⅵ. 法改正と当時の歯科衛生士

日本歯科衛生士会は、1951年に発足している。初代会長に高橋キミが選ばれた。第3代会長の相馬幸子は、日本歯科衛生士会会誌に、全国9か所の養成所から歯科衛生士が初めて誕生したときのことや、日本歯科衛生士会の発足当時の様子などとともに、次のように述べている¹⁸⁾。「昭和30年5月、私たちにとって大問題の歯科衛生士法の一部を改正する法律案が国会に提出されました。（中略）会としてはようやく社会に衛生士として認められる現在、本来の予防業務に補助業務が付加されるからと言って名称を改正することの必要はなく、これに反対であるとして、陳情することになりました。（中略）このようにして職域は拡張され、名称は存続されました。法律改正により明らかに私たちの生き方は変わりました。以前よりも診療

所においての就職はしやすくなったと思います。けれども、このことを心から喜んでよいのかどうか、少なくとも私は衛生士の仕事に疑問を持つようになりました。」

歯科衛生士法の改正が提案されたとき、歯科衛生士は、予防業務が専門であるという意識がすでに確立していた。学生が中心となり署名活動や国会への陳情を行い、名称変更は必要ないという主張をした。「…即ち歯科衛生婦という名称は、歯科に従事する看護婦と誤解されやすく私共が口腔衛生の一領域を担当する一種の専門家であるという立場が忘れられ、介補としての業務のみ強調される憂いがあります。」

同時期、副会長の岸田澄子は以下のように述べている¹⁹⁾。「私たちに介補業務が加えられたために職業の焦点がぼやけたのだと解する人があれば、それもまた早合点だと私は思います。(中略) お互いに環境に支配されることなく、現在の社会情勢下における自分たちの職業の性格を、位置を正しく理解し、将来の発展と確立に備えて、今後なお一層の努力と研鑽を重ねてゆこうではありませんか。」当時の歯科医療ニーズは「治療」であった。さらに、高度成長時代の歯科医療の革新的な発展によって、歯科診療の補助は、歯科治療の際に必須なものとなったのである。相馬や岸田は、当時の歯科衛生士が目の前の介補業務に追われ、単なる診療助手と解釈している歯科衛生士がいることを懸念して警鐘を鳴らしている。日本歯科衛生士会誌はこの年から年4回発行されることとなった。1955年に歯科診療の補助という業務が追加されたことで、歯科衛生士は就業先も安定した。需要に即した形で歯科衛生士という職業は発展を遂げてきた。

大阪歯科大学口腔衛生学教室の真下²⁰⁾は、大正末期から口腔衛生習慣やムシ歯予防デーという催し物があって、盛んに口腔衛生思想普及活動に尽力してきたが、歴史が長いわりに結果が追い付いていないのは、日本に歯科衛生士がいなかったからで、口腔衛生教育に歯科衛生士の力が必要だと述べている。そして「本当に歯科医と同等あるいはそれ以上の知識と技術を黙々と修め得てこそ歯科医に信頼され敬愛されさらに一般の人々からも親しまれる歯科衛生士となりうるのではないだろうか。」と当時の歯科衛生士にエールを送っている。

Ⅶ. おわりに

日本の歯科衛生士は、歯科衛生士法制定とともに公衆衛生の分野を担う専門家として、国費で養成され始めた。「国民の口腔衛生の向上」を、歯科医師が担う治療とは異なる「独自の任務」と捉えたことによって、当時の歯科衛生士に早期に専門職意識が形成されたと考えられる。しかし、第二次世界大戦後まもなくの日本では、予防よりも歯科治療のニーズが多かったことと、歯科医療技術の発展によって歯科診療に補助者が必須となったことによって、歯科衛生士は、診療の介補が主たる業務となっていくた。日本歯科衛生士会が危惧していた1955年の法改正直後、「口腔衛生の一領域を担当する専門家としての立場が忘れられていなかったか」については、今回の調査範囲では明らかにならないため、今後の課題としたい。

歯科衛生士の専門職意識

表 1 歯科衛生士の養成に関する年表（1945～1960）

1945年	9月	連合軍総司令部CHQが「公衆衛生対策に関する覚書」を出して日本の公衆衛生施策の強化を指示。
1946年	8月 27日	歯科教育審議会報告書「歯科医療の改善に関する事項」の一節に⑧Oral Hygienistに準ずる歯科衛生婦を養成することがぜひ必要である。各歯科医学校等においてその養成課程を入学せしめ2か年間教育するようにしたい。
1947年	4月	「保健所機能拡充強化に関する覚書」
1947年	9月	保健所法を日本政府が改正し、再編成することになり、東京杉並保健所をモデル保健所として整備した。
1948年	4月	保健婦に保健所歯科の業務の一部をつないでもらうということになる。全国の保健所から24人の保健婦を杉並保健所に集めて講習会を開き、歯科衛生士の業務の訓練を行うことになった、そのころ歯科衛生士については、やっと立法の準備に手がついたばかりであった。
1949年	7月8月	仙台市中央保健所、名古屋市中保健所、大阪・豊中保健所、広島呉保健所、福岡保健所、東洋女子歯科厚生学校にて歯科衛生士の養成が始まる。保健所歯科の要員としての歯科衛生士の養成が目的。国費で賄った。
1949年	9月	東京歯科大学歯科衛生士学校が設立。私費による歯科衛生士学校で、授業料は学校が負担。1946年の審議会のコンセプトに沿った趣旨による。
1950年	7月	日本女子歯科厚生学校(歯科衛生士養成)のスタート。最初の入学生10名。
1952年		日本女子衛生短期大学を設立。
1953年		国費による歯科衛生士養成を打ち切られる。シャープ勧告に基づく税制改革の施策に従った。仙台のものは廃校、東洋女子歯科厚生学校も廃校、呉のものも廃校、福岡のものは九州歯科大学の付属として存続、豊中のものは1950年に大阪府歯科衛生士養成所と改名。愛知は廃校の移行であったが、愛知県歯科医師会が存続を強く希望(そのころから歯科衛生士の主な活動場が保健所から歯科診療所に移っていた)公立民営という形で県立として存続が決定。
1954年		日本女子衛生短期大学に日本女子歯科厚生学校が別科として合併される。
1954年		東京医科歯科大学歯学部が最初に大学院課程を整備「口腔衛生学講座」を設置 岡本清穂が教授に就任した。
1954年	5月	日本最初の歯科衛生婦で会った山本安英を囲む会が開かれる。
1954年	11月	歯科衛生士指導講習会が開催される。国立公衆衛生院を会場とし110人の歯科衛生士が参加した。
1955年		東京医科歯科大学の保存実習でマニキンを取り入れた。
1955年～		歯科大学からの最初の卒業生たちが参入してきて新風が吹き始めた。新しい材料の導入やタービンエンジンなどの導入、簡易機能咬合器の使用の普及などによって活気を呈するようになっていた。
1955年～		昭和30年代後半から国民皆保険の実施に伴い、歯科診療所は多忙を極め、人手不足にも悩まされた。そのひとつには歯科衛生士が充てられたが、歯科衛生士もそのころやっと全国で1300人程度になったばかりでとても十分間に合う状態ではなかった。そこで新たに歯科診療所に歯科衛生士ではない女子が補助員として導入されるようになり次第に増えて、一診療所あたり0.5人という割合にまでなっていた。
1957年		堀武が杉山不二、岡本清穂とともに「歯科実技叢書」を編集した
1958年		愛知県歯科医師会館内に、愛知県立の愛知県歯科衛生士養成所が発足した。
1959年		兵庫県立歯科衛生士専門学院が兵庫県歯科医師会館の中に開設された。極めて珍しい形でまだ第3セクターという言葉もない時代であった。
1960年		日本の歯科医学教育にマニキントレーニングが取り込まれる。
榑原悠紀田郎著 続 歯記列伝		クインテッセンス出版より歯科衛生士に関する記述を抜粋

【参考文献】

- 1) 榊原悠紀田郎：歯科衛生手養成の試み，歯科衛生士史記．第1版，第1刷，医歯薬出版株式会社，東京，28-32，1997.
- 2) Abel-Smith,B. How Did We Get There ? , The Escalation of Health Care Costs : Health Care Reform The Will To Change OECD, 17-30, 1996.
- 3) 宝月理恵：戦後日本における歯科衛生士の専門職化—口腔医療をめぐる支配管轄権の変容から—．保健医療社会学論集，23（1）：85-95，2012.
- 4) 前掲書1) 口腔衛生員、歯科衛生手、歯科衛生婦、歯科衛生士，1-3.
- 5) 前掲書1) 歯科衛生士の父 Alfred Civillion Fones, 9-11.
- 6) 前掲書1) Dental Hygienistの日本への紹介，17-24.
- 7) 榊原悠紀田郎：第1章 古い頃 4つのコースと1つのテキスト，日本歯科衛生士教育小史．財団法人口腔保健協会，東京，1-6，1988.
- 8) 金森虎雄：治療室ニ於ケル歯科助手，近世医学出版部，東京，1923.
- 9) 上田祥士編：歯科衛生士のはしり，岡本清纓 歯界遍歴の足跡．第1版，第1刷，医歯薬出版株式会社，東京，67-69，2010.
- 10) 榊原悠紀田郎：歯科医師の養成，歯科医学教育の充実，歯科保健医療小史．医歯薬出版株式会社，東京，86-88，97-102，2002.
- 11) 前掲書1) 歯科衛生士法制定と養成の委託，44-46.
- 12) 榊原悠紀田郎：歯科衛生士は臨床家に役立つか．日本歯科医師会雑誌，7（9）：348-354，1955.
- 13) 前掲書1) 歯科衛生士養成の初めのころ，47-53.
- 14) 前掲書9) 歯科医療の趨勢，172-176.
- 15) 高木圭二郎：歯科診療の補助者の問題．日本歯科評論，98：11-15，1950.
- 16) 第22回国会参議院社会労働委員会会議録第24号．（1955年7月11日）
- 17) 第22回国会参議院社会労働委員会会議録第25号．（1955年7月12日）
- 18) 相馬幸子：歴史を省みて，日本歯科衛生士会会誌．日本歯科衛生士会，2：2-3，1959.
- 19) 岸田澄子：サービスの精神，日本歯科衛生士会会誌．日本歯科衛生士会，2：1，1959.
- 20) 真下彰：口腔衛生教育について，日本歯科衛生士会会誌．日本歯科衛生士会，9：2-3，1962.